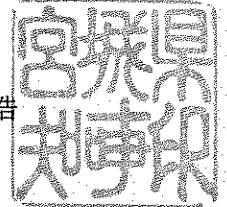


環 対 第 1 8 4 号  
平成30年8月13日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿  
(電力安全課扱い)

宮城県知事 村 井 嘉 浩



鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書に対する意見  
について (通知)

平成30年2月28日付けで電源開発株式会社取締役社長から送付のありました標記の環境影響評価準備書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第20条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の13に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課  
環境影響評価班 渡邊  
電話 : 022-211-2667  
FAX : 022-211-2696

## 鬼首地熱発電所設備更新計画 環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、電源開発株式会社が、大崎市鳴子温泉鬼首地内において、安定的かつ十分な出力での運転を行うため、出力 14,900kW の地熱発電所として発電設備等を更新するものである。

本事業で更新される発電所本館や冷却塔等は、既に改変された土地に建設されることから、一般的な地熱発電所の新設と比較して、環境への影響は小さいことが想定される。

一方、本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、栗駒国立公園に指定されており、自然環境の保全上、重要な地域であるため、自然環境等の改変が最小限となるよう配慮されなければならない。また、当該区域周辺には、温泉施設等の観光資源が豊富なことから、これらの利用者にも配慮が必要である。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

### 1 全般的事項

#### (1) 環境監視の適切な実施等

準備書に記載されたクマタカの生息・繁殖状況の調査等環境監視計画を適切に実施し、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。また、当該監視及び措置の経緯、結果等を希少な動植物の保護に配慮した適切な方法で公表すること。

#### (2) 設備等の適切な維持管理の実施

施設供用後は、補充井の掘削や付帯設備の増設に伴う追加的な環境影響が懸念されるため、生産井や還元井等について長期間維持できるよう努めること。

#### (3) 地域の生活環境への配慮

事業を進めるに当たっては、工事に伴う騒音や土砂、濁水の流出による水環境への影響について配慮するとともに、井戸掘削及び施設供用に伴う温泉への影響にも最大限配慮し、地域住民や関係者等の理解を得ること。

### 2 個別的事項

#### (1) 騒音等による影響

工事の実施や資材の運搬に伴う騒音の予測結果については、環境基準は満たしているものの、現況値との差が大きく近隣住居への影響が考えられることから、より一層の騒音の低減に努めること。

## (2) 地形及び地質に対する影響

対象事業実施区域の一部は、土砂災害危険箇所（土石流の氾濫域）及び土砂災害警戒区域（土石流）に指定されていることから、事業の実施に当たっては、土石流による発電設備の破壊が周辺環境に与える影響を調査、予測及び評価した上で、必要に応じて、被害防止または軽減の対策を実施すること。

## (3) 植物に対する影響

発電所敷地内の既造成地の植生回復については、対象事業実施区域及びその周辺に自生する植物種苗のみを使用するなど、遺伝的攪乱を防止する手法を用いて、積極的に実施すること。

## (4) 景観に対する影響

イ 対象事業実施区域周辺の景観資源については、事業による影響の有無を確認するため、定期的な写真撮影等の経過観察を実施すること。

ロ 発電所本館及び冷却塔については、低彩度色や無彩色などの景観と調和した色を採用すること。

## (5) 廃棄物の減量化及び再資源化の推進

工事中及び供用時に発生する廃棄物については、可能な限り減量化及び再資源化を行うこと。

## (6) 温室効果ガス削減に向けた検討

事業の実施に伴い排出する二酸化炭素については、建設、稼動、補充井、撤去などの項目ごとに算出根拠とともに内訳を明確にすること。